

1 2月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名

1番議員	中嶋登君	8番議員	玉川清史君
2 "	大日向進也君	9 "	山城峻一君
3 "	塚田舞君	10 "	柰津明子君
4 "	水出康成君	11 "	朝倉国勝君
5 "	宮入健誠君	12 "	滝沢幸映君
6 "	中村忠靖君	13 "	大森茂彦君
7 "	星哲夫君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	臼井洋一君
教育長	塚田常昭君
総務課長	竹内祐一君
企画政策課長	長崎麻子君
会計管理者	竹内優子君
住民環境課長	山下昌律君
福祉健康課長	鳴海聡子君
商工農林課長	北村一朗君
建設課長	高橋卓也君
教育文化課長	細田美香君
収納対策推進幹事	北沢明君
まち創生推進室長	小河原秀昭君
D X推進室長	瀬下幸二君
総務課長補佐	宮下佑耶君
総務係長	宮嶋和博君
総務課長補佐	宮嶋和博君
財政係長	宮原卓君
企画政策課長補佐	宮原卓君
企画調整係長	宮原卓君
保健センター所長	川島徳夫君
子ども支援室長	橋本直紀君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	大橋勉君
議会書記	井上敬子君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 空き家対策についてほか | 宮 入 健 誠 議員 |
| (2) 町の温暖化防止計画はほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (3) 子育て支援の充実についてほか | 中 村 忠 靖 議員 |
| (4) ドローンの防災活用についてほか | 星 哲 夫 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議に入る前に、総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長（竹内君） おはようございます。大変貴重なお時間を頂戴いたしまして、誠に申し訳ございません。本定例会初日に上程をいたしました議案第52号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」一部訂正がございます。歳入歳出補正予算事項別明細書7ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目6隣保館運営費の右側説明欄に記載の誤りがございました。隣保館運営一般経費「324」を「356」に、通信運搬費「48」を「80」に訂正をお願いいたします。お手元に正誤表を配付させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

議長（中嶋君） お諮りいたします。ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 質問者は、お手元に配付したとおり9名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに5番 宮入健誠議員の質問を許します。

5番（宮入君） おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

今年最後の12月定例会において、一般質問を行うに際し、初日の1番ということではささか緊張はしております。

さて、9月の定例会の頃までは、連日のように猛暑に関するニュースが報道されておりましたが、10月に入りますと7月20日実施されました第27回参議院選挙の結果を踏まえ、約3か月の政治空白の後、10月4日に自由民主党の総裁選挙が、10月21日に衆参両院の本会議にて、第104代首相に高市早苗さんが指名され、新しい内閣が発足し、政治のニュースが中心となりました。

そして、11月になりますと、今度は連日、熊による人身被害の報道がなされ、今日においても被害並びに目撃情報については途切れることなく続いております。

11月15日付の日本経済新聞は、熊による人的被害の深刻化を受け、政府は14日、改定版の被害対策パッケージを公表したと報じました。被害対策パッケージの概要としては、1、緊急的な対応として、警察によるライフル銃を使った駆除など。2、短期的な取組として、電気柵による防護強化や、誘因物の撤去など。3、中期的な取組として、ガバメントハンターの育成などが織り込まれております。

以上のことから、個体数の削減や管理の徹底により、さらなる被害の抑止を急ぐとし、かつては保護に軸足を置いておりました熊を駆除対象と明確に位置づける体制の整備を加速させるとの内容でした。

12月6日の信濃毎日新聞は、環境省の速報値として、今年4月より11月までの熊による人的被害が230人であると報じました。このことは、記録が残る2006年度以降、過去最多とのことであります。坂城町においても、人身被害の発生を未然に防ぐ方策の一つとして、現在、取扱店でも品薄状態となっております熊よけスプレーの備蓄や目撃情報の地域への支給等、新たな対策の検討をお願いしたいと思っております。

さて、これより一般質問に関連したことについて述べたいと思っております。

まず最初は、空き家対策についてであります。前回の9月の令和7年第3回議会定例会において、山村町長より招集挨拶の中で空き家問題については、全国で問題となっており、町においても例外ではなく、空き家の適正な管理や解消に向けて取り組んでいるとの見解が示されました。

また、寒さが厳しくなりました11月18日に、大分市佐賀関にて発生した大規模火災は、182棟が焼失し、お一人の方が亡くなるという深刻な事態となる被害をもたらしました。11月28日には半島側の鎮火が宣言され、発生から11日目をもって一つの区切りを迎えました。被災されました方々には、謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げます。

今回の大規模火災において、大分市の調査によると、被災した建物のうち空き家は約70棟で全体の4割を占めると見られている。そうした中で空き家専門家の間では、空き家の多さが火災を広げた可能性の一つであると指摘する声もありました。手入れが行き届かない空き家は、庭の草木も含めて火が移りやすく、拡散しやすい。また、建物の傷みは飛び火で延焼しやすいおそれがあると見られている。

11月29日には防災担当大臣が現地を視察し、全国で空き家が増える中、どういう形で火災予防できるかは大きな課題とし、関係省庁と連携して空き家対策に取り組む姿勢を示したと朝日新聞が報じました。

また、佐賀県に精錬所を構える企業グループが、100年以上にわたり地域の人に支えられ、事業を続けてきた恩に報いるため、総額10億円を寄附するという報道が大分放送から配信されました。このことは、支援を待っている方々に一刻も早く行き渡ることを祈念するところがあります。

さて、一般質問の前に、空き家対策の必要性の確認等について述べたいと思います。少し古いですが、2024年9月19日に発行された政府広報オンラインでは、空き家の活用や適切な管理などに向けた対策が強化。トラブルになる前に対応をと発信しております。

内容としては、今、日本では空き家が増え続けており、使用目的のない空き家は、ここ20年間で約2倍に増加している。適切に管理されず、放置された空き家は損傷しやすく、台風で外装材や屋根材が飛んだり、地震により崩壊したりする危険性が高くなります。また、ネズミや害虫などが大量発生する、ごみの散乱や外壁の破損・汚れが放置されるなど、衛生上や環境上の問題をもたらすおそれがある。さらに、腐敗したごみの放置による悪臭の発生や、不法侵入者の出入りによる周辺地域の治安の悪化につながるほか、木立の枝のはみ出しにより周囲の建物を傷つけるなど、近隣住民の生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとされています。

次に、今回の一般質問を行うに際し、11月21日に同僚議員と東御市を表敬訪問し、空き家の状況、空き家への取組についての概要をお聞きしました。訪問所要時間は90分と十分時間を確保いただき、こちらからの問いについても事細かく説明をしていただきました。その内容として大変関心を持った点3点を紹介したいと思います。

1として、令和7年4月発行の「東御市空き家の手引き」が作成されており、全20ページにわたり事細かく書かれており、空き家に関する疑問、管理方法、売却、賃貸、解体、補助事業に至るまで広範囲に網羅されておりました。

2として、この後の一般質問でも取り上げますが、最大の関心事は空き家を除却した土地の固定資産税等の減免についてであります。対象並びに対象者については、いくつかの制限はあるものの、あくまで空き家対策の促進及び市民の安全・安心の確保に寄与することを目的とし、申請により固定資産税等の減免措置を行うものでした。減免の内容は、空き家を除却し、住宅

用地特例が適用されなくなった年度から3年間、住宅用地特例が適用された場合の税額との差額を減免するものであります。

3として、移住者の拡大と空き家対策をセットにした取組の方法の考え方でした。U I J ターンと定住の促進と題し、移住希望者の多様なニーズに沿った移住定住施策の促進として、令和7年度の東御市の6項目からなる重点事業の一つに掲げられており、その一例として東京銀座NAGANOにおいて移住セミナーなどを開催と明記されておりました。

以上の内容について、坂城町においてもさらなる取組を行う上で参考にさせていただければと思います。

前置きが少し長くなりましたが、これより一般質問を行います。

1. 空き家対策について

イ. 空き家の実態について

1、直近3年間の分類ごとの推移は。(分類としては、通常空き家、管理不全空き家、特定空き家をお願いします。)

2、直近3年間の空き家の売却状況の推移は。

3、直近3年間の空き家に対する住民からの苦情件数及び内容は。

4、特定空き家への対応。

ロ. 空き家対策への取り組みについて

1、この3年間に取り組んできた施策は。

2、空き家所有者の連絡先等の確認はできているか。

3、空き家の解体費用に対する補助金の考えは。

ハ. 空き家対策への課題について

1、対策を推進する上での新たな施策は。

2、空き家バンクの状況とさらなる推進は。

3、移住者拡大に向け、空き家除却の固定資産税減免と空き家利用の推進をするお考えは。

以上の質問について答弁をお願いいたします。

住民環境課長(山下君) 1. 空き家対策についてのご質問に、イ. 空き家の実態についてから順次お答えいたします。

まず、直近3年間の空き家の分類ごとの推移ですが、いずれも年度末の件数といたしまして、令和4年度末では、特定空き家が3件、管理不全空き家が3件、その他の空き家が292件、うち適切な管理がされている空き家は193件。

5年度末は、特定空き家3件、管理不全空き家3件、その他の空き家292件、うち適切な管理がされている空き家は196件。

6年度末は、特定空き家4件、管理不全空き家2件、その他の空き家288件、うち適切な管

理がされている空き家は194件であります。

続きまして、直近3年間の空き家売却状況ですが、町で把握可能なものとしたしましては、町の空き家バンクを通じて成約となった件数になります。令和4年度は売却（同日「売買」に訂正あり）が3件、賃貸が3件、5年度は、売買4件、賃貸ゼロ件、6年度は売買ゼロ件、賃貸が1件であります。

なお、7年度は、すみません。

議長（中嶋君） 間違っていたら、訂正して答弁願います。

住民環境課長（山下君） すみません、令和4年度は売買が3件、賃貸が3件、5年度は売買4件、賃貸がゼロ件、6年度は売買ゼロ件、賃貸1件であります。

なお、7年度は、11月末現在、売買5件、賃貸1件、計6件の成約がありました。

次に、直近3年間の空き家に対する住民からの苦情件数につきましては、令和4年度は14件、5年度は6件、6年度23件であります。

苦情の内容といたしましては、草木繁茂による空き家から自宅の庭に草木が侵入してくる、道路上に出ており、通行の支障となっているなどの相談が最も多い状況であります。そのほか、空き家への不法投棄や窓ガラスの破損、蜂の巣、建物等に傷みが見られることに対して、不安を感じているといった趣旨のご相談もありません。

次に、特定空家への対応であります。特定空家とは、平成26年に制定された空家等対策の推進に関する特別措置法第2条において、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家」とされております。

町では、特定空家の所有者等に対して、町の判定マニュアルに沿って特定空家に認定した判定結果や具体的な改善箇所のほか、現在の状況が続いた場合にどのようなデメリットがあるかなどを示した資料を郵送し、今後の対応等について住民環境課へご連絡いただくようお願いしているところでございます。

次に、ロ．空き家対策への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、この3年間に取り組んできた施策といたしまして、町では、空き家の所有者や管理者に対して、空き家等の放置や相続登記をせずに世代を重ねることのリスクを知っていただくとともに、問題意識や利活用意識の高揚による適切な管理の促進と、空き家の流通促進や将来の空き家発生の抑制を図ることを目的として、長野県空家等対策支援専門家派遣事業を活用した講座や相談会を開催してまいりました。

具体的には、司法書士や宅地建物取引士といった専門家を講師に迎え、空き家の利活用や空き家にするもののリスクなどを知っていただく空き家対策住民啓発講座、司法書士や宅地建物

取引士、解体工事業者、町の空き家担当職員が相談をお受けする個別相談会であります。

また、賃貸や売却を希望する空き家所有者の方に対しましては、町ホームページ等を活用し、空き家の利用を希望する方への情報提供を行う空き家バンク制度、町内にある空き家の利活用の活性化を目的として、空き家バンクの登録物件を対象に、住宅内にある家財道具等の片づけや、住宅の改修工事に対して補助を行う空き家バンク利用促進補助制度を実施してきたところであります。

空き家バンク利用促進補助金につきましては、令和6年度までに家財道具片づけ費用補助が13件、リフォーム費用補助が19件、計32件956万円の補助を行ったところであります。

次に、空き家所有者の連絡先等の確認につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法において、町が保有する固定資産税の課税情報などの情報を必要な範囲において利用することができ、また、他市町村に対しても空き家の所有者等の把握に必要な情報提供を求めることができることとされており、この規定に基づき把握に努めているところであります。

続いて、空き家の解体費用に対する補助金の考えであります。空き家は私有財産のため、解体・撤去を含む管理につきましては、原則として所有者等の責任となることから、費用についても所有者等が負担するものと考えております。

また、家屋におきましては、住家、空き家に関わらず、解体・撤去の生じる場合がございしますので、家屋を管理する所有者等の公平性といった点からも、空き家取壊し費用に対する町の一部負担につきましては、現状では慎重に判断するべきものと考えております。

次に、ハ、空き家対策への課題についてのご質問にお答えいたします。

まず、対策を推進する上での新たな施策でございますが、本年度は、長野県空家等対策支援専門家派遣事業を活用し、町で認定している特定空家への対応等について、町の担当職員から司法書士などの専門家に相談する機会を設けたところでございます。

空き家対策に関しましては、多岐にわたる専門的な知識と制度理解が必要となり、担当課のみで対応することの難しさもあるため、今後も必要に応じて専門家への相談機会をつくり、対応策の検討などに活かしてまいりたいと考えております。

また、令和5年の法改正により、相続放棄等により管理者が存在しない空き家に関して、これまで管理者の利害関係人のみであった財産管理人の選任請求を、市町村長も裁判所に対し、申立てすることが可能となっております。

相続放棄等により管理者が存在しない空き家に関する相談も増加傾向にあることから、こうした制度の活用についても近隣市町村の状況を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

次に、空き家バンクの状況とさらなる推進といたしまして、町では、空き家を有効活用し、定住人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、平成27年から坂城町空き家情報バンク事業を実施しているところであります。

空き家バンクにつきましては、町内の現に居住者のいない住宅（空き家）とその敷地について、空き家の所有者が売買や賃貸を希望する場合に、物件の情報を登録していただき、町が空き家の利用希望者に登録された物件の情報を提供し、売買や賃貸につなげていくことにより、空き家の解消を図る制度であります。

また、長野県宅地建物取引業協会上田支部と協定を締結し、利用者が希望する場合は、空き家の取引を協会加盟の不動産業者が媒介する仕組みを設けております。

平成27年度から本年11月末現在までの累計では、延べ93件の空き家の登録があり、そのうち売買38件、賃貸16件、計54件の空き家の利活用が図られております。

なお、11月末現在、15件の空き家が登録されており、空き家利用希望者の登録は49人となっております。

空き家バンクにつきましては、単に空き家を解消するだけでなく、移住・定住を促進し、持続可能な地域コミュニティを形成するという面においても効果が期待されますので、町といたしましては、引き続き、一層の利用促進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

空き家バンクに登録された物件の情報につきましては、町の空き家バンクホームページに掲載するだけでなく、長野県が運営する県内への移住希望者向けサイト「楽園信州空き家バンク」や、国が運営支援する「全国版空き家・空き地バンク」にも情報を掲載し、県内外の方に向けても情報提供を行っております。

このほか、町が実施する空き家対策セミナーにおいても、空き家バンク制度をPRするとともに、物件登録に必要な手続について、個別相談を実施しているところであります。

引き続き、関係部署が連携しながら、空き家所有者、利用希望者の双方に向けた効果的な情報発信の方法を検討し、制度周知に努めてまいりたいと考えております。

また、空き家バンク利用促進補助金のほか、町内住宅を新築する場合には、移住定住促進補助金として、1件当たり10万円の補助も実施しており、空き家購入者の建て替えにも活用できることなど、空き家バンク制度と併せて各種の補助制度等、空き家所有者、利用希望者にとって有用な情報も含めた周知に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に移住者拡大に向けた空き家除却の固定資産税減免と空き家利用の促進をする考えについて、お答えいたします。

土地、家屋、償却資産に対して毎年1月1日の所有状況により課税する固定資産税は、住宅用地に対しては税負担を軽減することを目的として、200平方メートル以下の住宅用地を小規模住宅用地として、課税標準額を6分の1、200平方メートルを超える部分を一般住宅用地として課税標準額を3分の1とする特例措置がございます。

県内市町村の中には、土地の課税について、住宅用建物が除却された後に、住宅用地の特例が適用された場合の税額の差額分を数年間分減免するとした要綱等を設けている市町村がある

と聞き及んでいます。

こうした減免措置により、空き家の除却を促進させ、移住者への住宅地の供給につなげるなど、移住定住施策としての狙いもあろうかと思いますが、一方で、他の更地との税負担の公平性の観点から、慎重な対応が必要であると捉えているところであります。

いずれにいたしましても、空き家の解消につきましては、短期間で解決するものではないことから、町では、これまで申し上げました取組を継続的に実施することで、空き家の所有者や管理者による適正管理や利活用の促進に努めてまいります。

5番（宮入君） ただいまは各項目について丁寧な答弁をいただきました。

現在、空き家の解体並びに空き家解体後の跡地の利活用として、費用に対する補助金については、近隣市町村でも実施されており、長野市については、長野市老朽危険空き家解体事業補助金が最大で120万円、令和4年度から補助金を拡大中。その他に長野市空き家解体跡地の利活用事業補助金が最大100万円の制度があります。東御市においても、東御市老朽危険空き家解体事業補助金があり、補助金対象の経費の2分の1（上限75万円）となっております。両市ともに補助金の対象になるための条件を満たすこと、予算が満了となり次第、今年度の受付を終了することとなっている。

空き家対策の結びとして、11月14日の信濃毎日新聞は、商工会議所が空き家を管理と題しまして、内閣府は13日、2025年の地方分権改革方針案を公表しました。空き家の売買の相談に乗ったり、マッチングをしたりする空き家管理活用支援法人の指定対象を広げ、商工会議所などが担えるようにする。12月に閣議決定をし、法改正が必要な項目は、来年の通常国会に関連法案を提出する。

空き家対策に民間の力を借りるため、市区町村が管理者を指定する制度はありますが、一般社団法人やNPO法人に限られていた。ただ、維持管理や修繕、利活用などを包括的に行える法人が少ないとの声が自治体から上がっていた。不動産業や建設業など幅広い業種の企業が加盟する商工会議所が担うことでワンストップで空き家対策が期待されると報じました。坂城町においても、これからの空き家対策の取組につながればと思います。

また、町の主観的な取組ではありませんが、11月22日の日本経済新聞によると、相続した不要な土地を国が引き取る相続土地国庫帰属制度の利用が急増している。この制度は、2023年4月に始まり、申請件数は2025年9月末で4,374件、審査には8か月程度かかるのが目安で、審査済み2,179件のうち、帰属が決まったのは2,039件と9割強であると報じました。

このことは、直接、町の空き家対策には結びつかないかもしれませんが、法務省民事局発行のパンフレットを役場内にも設置するとともに、相続空き家の放置は長期間保有するほどコストが膨らむことについて、相談者への提言等にしていいただければと思います。

以上で空き家対策に関する質問を終わり、次の質問に移ります。

2. 主要地方道坂城インター線について

事業着手から9年の年月を経て、国道18号線から町道A09号線まで、全長400メートルの主要地方道坂城インター線が完成し、昨年3月25日の供用開始から1年8か月余りが経過しました。このことで、上信越道坂城インターチェンジからテクノさかき工業団地までの区間が直接つながり、車の流れにも変化が見られるようになってきました。限りなく近い将来と期待しつつ、この主要地方道坂城インター線は、都市計画道路坂都5号線として、千曲川を渡り国道18号バイパスに直結する計画となっております。

現在、坂城町には、小さな町でありながら、一級河川である千曲川に、上流より鼠橋、大望橋、坂城大橋、昭和橋、そして笄橋と5本の橋が架けられております。昭和橋と大望橋においては、水害による被災・流出など幾多の困難を乗り越えて現在に至っております。そして、今回の国道18号バイパスに向かう橋として、6本目の橋が架かることとなります。

以上のことを踏まえまして、これまでの経過、現在の状況、今後の事業計画について伺います。

イ. 一部供用開始後の状況について

1. 利用状況と利便性について。
2. 供用開始後、住民からの要望とその対応は。

ロ. 事業の状況について

1. 中之条～網掛間の全長と橋の長さは。
2. 令和6年度の実施状況は。
3. 令和7年度の事業計画と実施状況は。

ハ. 今後の事業計画について

1. 令和8年度以降の主な計画は。
2. 12月5日に開催されました住民説明会の概要は。

以上の質問について答弁をお願いします。

町長（山村君） 宮入議員さんから、二つ目の質問としまして、主要地方道坂城インター線についてのご質問をいただきましたので、イ、ロ、ハ順次お答え申し上げます。

坂城インター線につきましては、県道の中でも高速道路や国道と一体となって広域交通を担う重要路線である主要地方道に位置づけられており、平成10年（1998年）の長野オリンピック開催に合わせ整備が行われた上信越自動車道小諸インターチェンジと更埴ジャンクションの間の開通に先立ち、平成8年9月に坂城インターチェンジと国道18号を結ぶ、約1.4キロの区間が供用開始となりました。

また、国道18号からテクノさかき工業団地までの約400メートルの延伸区間につきまし

ては、県事業として平成27年度に事業化され、地元説明会や用地取得、しなの鉄道と立体交差する中之条跨線橋工事などを経て、令和6年3月に供用開始されたところであります。

ご質問のイ、一部供用開始後の状況についてであります。利用状況といたしましては、延伸部分の開通により、町が整備してまいりました町道A09号線と接続したことから、テクノさかき工業団地への通勤車両や物流トラックに加え、坂城町と上田方面を結ぶ道路として、利便性もよく、多くの方にご利用いただいている状況であります。

また、本路線の開通は、南条地区の国道18号の迂回路としての機能も有しており、通勤時間帯の渋滞解消に役立っているところであります。

次に、地域の皆様からの要望とその対応といたしましては、坂城インターチェンジへのアクセスがよくなり便利になった、道路が広くなり通行しやすくなったなどのご意見をいただく一方で、交通量が増えたことにより、交通事故を心配する声もいただきました。

そうした中、通行車両の増加に対応するための交通安全対策といたしまして、警察など関係機関と協議し、町道A09号線と谷川と並行する町道0309号線の交差点に、カラー舗装や停止線、止まれの路面表示と標識などの交通安全施設を設置したところであり、開通以来、大きな事故が発生したという情報は入っていないという状況であります。

いずれにしましても、テクノさかき工業団地までの供用開始により、工業団地と坂城インターチェンジ間のアクセス向上と、国道18号を通行する車両の分散による渋滞緩和など、物流や交通機能の向上が図られたと感じているところであります。

続きまして、ロの事業の状況についてであります。テクノさかき工業団地から、さらに西側に延伸して、千曲川を渡り、現在整備中の国道18号坂城更埴バイパスに接続するまでの区間について、千曲建設事務所が事業主体となり、国道協議や河川協議、地形測量、道路や橋梁の予備設計、地権者や地元の皆様に対する説明会などを経て、令和6年度に事業認可されたところであります。

事業の概要といたしましては、全長約900メートルのうち、約450メートルが千曲川に架かる橋梁部分となり、道路幅員につきましては、両側に歩道を備える全幅14メートルで計画されております。

また、事業の実施状況につきましては、令和6年度は橋梁区間の予備設計や、河川管理者である千曲川河川事務所との構造協議のほか、地質調査などが実施され、令和7年度は引き続き、河川管理者との協議や地質調査に加え、新たに国道との交差点協議、路線測量などを実施するとともに、橋梁及び道路の詳細設計に着手されたと、お聞きしているところであります。

最後に、ハといたしまして、今後の事業計画についてであります。令和8年度は、引き続き河川管理者との構造協議や国道及び公安委員会との交差点協議、橋梁及び道路の詳細設計、用地測量、用地補償などが予定されており、令和9年度には、河川占用協議や道路詳細設計、

用地測量、用地補償などが予定されているとお聞きしております。

また、去る12月5日には、地域住民の皆様を対象に、事業主体である千曲建設事務所による道路計画説明会が役場講堂において開催されたところであります。

説明会では、坂城インター線の延伸部分における計画概要と、今後予定されている事業スケジュールに加えまして、新たに整備される橋梁について、仮称ですが、テクノ大橋として事業を進め、正式名称については、時期は未定であります。公募により決定することなどが説明されました。

坂城インター線につきましては、坂城インターチェンジから国道18号までの間が、災害発生時に、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のため、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線である緊急輸送道路に指定されているところであります。

また、延伸整備により、上信越自動車道や国道18号、国道18号バイパスといった緊急輸送道路や、安定的な輸送を確保するための重要路線である重要物流道路をつなぐ、これまで以上に大変重要な役割を担う路線となります。

町といたしましても、坂城インター線が延伸され、整備中の国道18号バイパスと接続することは、町内の交通混雑の緩和による利便性の向上をはじめ、当町の産業や経済の発展と地域の活性化に不可欠なものであるとともに、防災面からも、非常に重要な効果をもたらす事業であると認識しておりますことから、今後も地域や企業の皆様とも協力する中で、県をはじめとする関係機関と連携し、早期供用開始に向けた活動に取り組んでまいりたいと考えております。

5番（宮入君） ただいまは各項目について、町長より丁寧な答弁をいただきました。現在、18号バイパスについては、目に見えて盛土の工事が進んでおり、過日11月27日には、地域交通網対策特別委員会として、現地2か所の工区について事業説明会を実施いたしました。当日は、国土交通省、関東地方整備局、長野国道事務所の関係者並びに各工区の施工業者より工事の状況並びに工事の工法について、説明と質疑応答が行われました。

工事の工法としては、国土交通省が進めておりますi-Construction三大施策の一つである、ICTの全面的な活用を中心とした説明内容で、技術の進歩を改めて実感いたしました。

今回の貴重な体験から、主要地方道坂城インター線の工事においても、工事が始まりましてら年に1回の説明会の計画並びに実施を希望いたすところであります。

結びになりますが、先ほど町長よりお話がありました6本目の新しい橋、仮称ですが、テクノ大橋が完成した暁には、「輝く未来を奏でるまち」、安心・安全で健康で暮らせる町という観点から、現在の大望橋につきましては、中学生の通学路を中心といたしました、歩行者、自転車専用の橋となることを祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時46分～再開 午前10時56分)

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、13番 大森茂彦議員の質問を許します。

13番（大森君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

1. 町の温暖化防止計画はについてであります。国連気候変動枠組条約第30回締約国会議、いわゆるCOP30が多国間協議に背を向けるアメリカのトランプ政権の米国が不参加の中、ブラジルで11月10日から21日の日程で行われました。最終日の合意文書には、化石燃料からの脱却や具体化する工程表をも断念、また、熱帯林保護への基金として総額1,250億ドル、約19兆円を創設しましたがけれども、日本の拠出の予定はありません。パリ協定の気温上昇を産業革命前の1.5度以内に抑えるという地球温暖化を克服する対策は、不十分な会議となりました。

また、長野県では、脱炭素社会の実現を目指す「県ゼロカーボン戦略」中間見直し案も公表しました。主な内容は、食とエネルギーの地産地消を軸とした環境負荷の少ない暮らし方と、そのための経済的な動機づけ、県内で排出される温室効果ガスを2030年度までに6割減らし、2050年度にゼロにする。再エネ生産量もそれぞれ倍増、そして3倍増とするとしています。

さて、我が坂城町では、町長の提案で長野地域連携中枢都市圏に参加する9自治体が共同して2050ゼロカーボン宣言を行いました。この宣言で、環境大臣からも感謝状が贈られています。

さて、20年前の2005年（平成17年）2月、坂城町地域新エネルギービジョン策定事業報告書が作られました。この第5章では、新エネルギー導入の推進が掲げられ、2010年度を目標年度として、町のエネルギー需要量の3%の導入として取組が始まり、今では家庭用太陽光発電システムの設置や蓄電池システム等の補助金制度や、あるいはテクノセンターのZEB化など、いろいろと実施してまいりました。さらに、事業所としての町がCO₂削減と再生可能エネルギーの導入などを進めてきております。

さて、そこでお尋ねいたします。

イといたしまして、ゼロカーボン宣言後の取り組みは。

1、長野地域連携中枢都市圏に参加する9自治体が共同してゼロカーボン宣言を発出しております。他自治体との取組についての情報交換はされているのかどうか、お尋ねいたします。

2といたしまして、事業所としての町役場の取組は。そしてその成果、またはその実績はどうなのか、お尋ねいたします。

ロといたしまして、今後の計画は。

事業所としての役場の温暖化対策実行計画が作成されていますけれども、町全体の対策はどうなっているのか。この間、町全体のエネルギー創出とCO₂削減の状況についてわかっておりません。町の気候危機打開の取組はどこまで進んでいるのか。具体的な資料は公表されておりません。そこでお尋ねします。

1、町の地域全体の対策計画はあるのかどうか。区域施策編を作成したらいかがかということで、第1回目の質問といたします。

企画政策課長（長崎さん） 1. 町の温暖化防止計画はのイとして、宣言後の取り組みはのご質問についてお答えいたします。

近年、世界中で異常気象が頻発し、数十年に一度と言われる規模の台風や豪雨が繰り返し発生するなど、地球温暖化がもたらす深刻な状況が、私たちの生活に甚大な影響を及ぼしております。

また、気温の上昇や猛暑日の増加、大雨、強風の頻発などによる生態系や農林水産業への被害、熱中症など健康面にも大きな影響を及ぼしております。

こうした状況を踏まえ、衆・参両議院や長野県をはじめ、全国の複数の自治体など様々な団体が気候変動が異常な状態であると認識し、緊急かつ積極的な地球温暖化対策の推進を宣言する、「気候非常事態宣言」を発出しております。

また、当町も参加している長野地域連携中枢都市圏において、長野地域の9市町村が共同で2050年ゼロカーボン宣言を発出し、圏域としてスケールメリットを活かした脱炭素化を図るとともに、この極めて重要な課題に対して、強い危機意識を持ち、地球環境に貢献する取組を連携して実施しているところでございます。

将来にわたり持続可能な地球環境を次世代に引き継ぐためには、住民・事業者・自治体が同じ方向を向き、脱炭素に向けた意識を共有し、行動につなげていくことが不可欠であると考えております。

こうした中、当町におきましても、これまでも様々な取組を進めてまいりました。

まず、エネルギーの効率化と再生可能エネルギーの導入促進については、住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助制度の実施により住民の皆様の設備の導入を支援しているほか、役場庁舎や小学校・文化センターに、太陽光発電設備及び蓄電設備を備えた自立分散型エネルギー施設を整備し、CO₂排出量の削減と災害時の電力の確保を図っております。

さらに、役場庁舎では、冬期間の電力消費の抑制や、発電時のCO₂の削減のため、ペレットボイラーを導入しております。

また、坂城テクノセンターでは、施設のエネルギーの効率化等を目的として実施したZEB化事業により得られたノウハウや実証データを活用し、企業及び地域全体の脱炭素化、さらにはものづくりのまちのゼロカーボン化に向けた取組などを進めているところでございます。

なお、現在実施設計を進めております新複合施設におきましても、太陽光発電設備及び蓄電設備を整備し、有事の際には福祉避難所として機能するための電力確保をするとともに、エネルギーの効率化を図ったNearly ZEBとして、平常時には省エネルギーの推進や電気料金の節減などを図ることとしております。

ご質問の長野広域の他自治体との情報交換につきましては、当町を含む長野地域連携中枢都市圏を構成する9市町村においては、ゼロカーボンに向けた各自治体の取組を共有しながら連携して事業を展開する脱炭素化推進連携創出事業として、再生可能エネルギーの活用や低炭素・資源循環型の形成に向けた取組を実施しており、担当者会議を定期的で開催し、情報公開や課題の共有を行っております。

具体的な連携事業としては、当町を含む9市町村と日産グループ3社との間で、電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定を締結し、災害等による大規模停電が発生した際に、日産グループから貸与される電気自動車を電力源として活用することや、9市町村間でお互いが保有する電気自動車を融通し、相互に給電できる体制を整えております。

また、果樹剪定枝・薪ストーブ活用推進事業として、農家の方が処分に困っている果樹などの剪定枝と、薪を必要とされる住民の方とをつなぐ仕組みを連携して実施しております。

さらに、9市町村それぞれにおいても、地域の実情に応じた様々な事業の取組が行われており、庁用車への電気自動車導入や、環境に関する講演会の開催、また、住宅用太陽光発電システム及び蓄電システムの設置や、生ごみ処理機購入、ペレットストーブ購入などの脱炭素に向けた補助事業、ごみのリユース・リサイクル等資源化推進による焼却ごみの削減に向けた事業など、多様な施策が実施されており、これらを共有することで新たな連携事業の創出にもつながっているものと考えております。

脱炭素化・ゼロカーボン化は、持続可能な未来を築くために地球温暖化への対応として、不可欠な世界共通の目標とされております。

当町といたしましても、町単独での取組のみならず、長野地域連携中枢都市圏を構成する市町村や民間企業など、広域連携を活かした脱炭素化を推進することが重要であると認識しており、今後も各自治体の特性を活かした温暖化対策や連携事業を推進しつつ、圏域全体で脱炭素化を推進してまいりたいと考えております。

今後も国や県及び長野地域の各自治体と密接に連携しながら、持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

総務課長（竹内君） 1. 町の温暖化防止計画は、イ. 宣言後の取り組みはのご質問のうち、町役場の取組と成果についてお答えをいたします。

町では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、町役場を一つの事業者として捉え、町が行う事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの排出量削減を目指す坂城町役場

地球温暖化対策実行計画を令和4年度に策定しております。

この町実行計画では、町第6次長期総合計画やSDGsと同じく令和12年度を最終年度とし、町の事務事業においても最も排出の比率が高い温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を令和4年度対比で37.7%削減することを目標としております。

この計画策定後、町においては、文化センターへの太陽光発電設備導入や、公用車への電気自動車やハイブリッドカーの導入、二酸化炭素排出係数の少ない電力への転換といったハード面での取組のほか、脱炭素に資する消費行動の実践や、節電、リサイクルの推進といったソフト面での取組を継続してきたところであります。

こうした取組の成果といたしましては、毎年度、町の事務事業における二酸化炭素の排出状況を町ホームページで公表しているところであり、令和6年度におきましては、基準年度である4年度と比較して、二酸化炭素排出量が29%削減されたところであります。

町が行う事務事業について、温室効果ガスの排出削減に向け率先して行動することは、町内の事業所や家庭に対する普及・啓発につながり、地域全体における地球温暖化対策が一層推進されることが期待されることから、今後もこうした取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

住民環境課長（山下君） 1. 町の温暖化防止計画は、ロ. 今後の計画はのご質問にお答えいたします。

国では、令和7年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画を策定し、国全体で2030年度までに温室効果ガスを、2013年度比で46%削減するという目標を掲げ、さらに、2050年には脱炭素社会の実現を目指すという長期的な目標を示し、これらの目標達成に向けて、エネルギー分野における徹底した省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの導入拡大を加速させるとともに、産業・運輸・家庭といった各部門においても、脱炭素化に向けた取組が求められており、森林による二酸化炭素の吸収源対策の強化などの取組も進められているところであります。

ご質問の地方公共団体実行計画（区域施策編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき、地方公共団体が策定することができる計画であり、策定する地方公共団体の区域全体の事業者・住民等による取組も含めた温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する計画となります。

この区域施策編の策定についてですが、町では、第6次長期総合計画第4章第6節において、地球温暖化対策を課題として位置づけ、再生可能エネルギーなどの新たなエネルギー導入と省エネルギー化を推進し、地域全体で脱炭素社会の実現を目指し、各種施策を進めることとしております。

町としましては、総合計画で掲げる施策を確実に実行し、地球温暖化対策を進めていきたい

と考えておりますが、国や県の動向や近隣市町村の状況も踏まえて、区域施策編の策定については、引き続き研究をしてみたいと考えております。

13番（大森君） ご答弁いただきました。今後の計画の中の地域施策編ですけれども、これは総合計画の中にあるから、では、これまで公表されていますか。町は今どこまでCO₂削減が進んでいるのか、新エネルギーがどこまで進んでいるのか、公表されていない。計画がなければ何も検証できないんじゃないですか。

中枢都市圏の参加自治体と交流をしているというお話ですが、こういう計画書を作っているところは、恐らくご存じだと思うんですが、作っていないところはどこどこでしょうか。ご答弁願います。

議長（中嶋君） ちょっと今調べておりますので、ここで暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時16分～再開 午前11時19分）

議長（中嶋君） お待たせいたしました。ただいまより再開いたします。

住民環境課長（山下君） ただいまの再質問につきまして、お答えいたします。

長野広域内で作成していない市町村ということですが、作成していないのは坂城町と小川村（同日、「坂城町、小川村、信濃町」に訂正あり）になります。

13番（大森君） 先ほど企画政策課長からご答弁で、町と町民と事業所が同じ方向を向いてという答弁をいただきました。まさしく、これを作ることが大事なことじゃないですか。事業所としての町の進み方、これも大事なことです。町民全体でやらなければ、国全体のCO₂削減にはならないんじゃないですか。これを作らない理由について、町長、ご答弁願います。

住民環境課長（山下君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中にもございました、町としましては、総合計画で掲げる施策を確実に実行し、地球温暖化対策を進めていきたいと考えておりますが、国や県の動向や近隣市町村の状況も踏まえて、地域施策編の作成については引き続き研究をしてみたいと考えております。

13番（大森君） 町長がゼロカーボンの提案をしたわけですよ。それを提案したところの言い出しっぺが、坂城町の地域施策編を全く作らないで進めていると。じゃあこの5年間でどのくらい前進したんですか。そういう調査はできますか。公表できますか。計画だって初めてここまで進んだ、これが非常に遅れている。ここに力を入れなければという政策が出てくるじゃないですか。その点について、町長が作らない理由を述べていただきたいと思います。

町長（山村君） 今、担当課長からもお話ししましたように、作らないとは誰も言っていないんです。今検討しますと言っています。作らないと誰が言いました。私は作らないと言も言っていないです。そういう勝手なことを言わないでください。

もう一つ言うと、確かに坂城町では、大手の企業の皆さんが本当に工夫して、省エネ、ゼロカーボンの努力をやっています。ですから、それは全体の取組として進めるためのやっぱり指

標は必要だと思いますから、それは検討して作っていきますけれども、私は作らないとは一言も言っていませんので、ご理解いただきたいと思います。

13番（大森君） 私は作らないと言いましたけれども、これまでに作っていないということです。ところが、ほかのところはみんな作っているんです。何でこんなに遅いんですか。研究研究、検討するだけでは進んではいけないと思います。

さて、時間もちょっと余分にロスしてしまいました。これからの質問は、ただ答弁をいただくだけで終わってってしまうということは非常に残念ですが、提案というか質問を出しておりますので、進めたいと思います。

2といたしまして、子ども・子育て事業。

イ. こども誰でも通園とはということで、子どもの支援拡充策として、来年度から本格的に実施することになります。これは保護者の就労に関係なく、生後6か月から2歳までの乳幼児ということで、直接契約、それから事業所などと打合せをして、一時的に預けることができるようになるということでもあります。当町においては、民間事業所がないので、町立保育園で対応することになるかと思えます。

この点について、一つが、受入れ体制は大丈夫でしょうか。保育士の負担は大丈夫なのか、お尋ねいたします。

また、町には一時預かり等が現在行われております。それと併せて誰でも通園というものが始まりますと、これを併用して使えるのかどうか。その点について、ご答弁願いたいと思います。

ロといたしまして、子ども・子育て支援金についてです。

少子化対策の財源として子ども・子育て支援金、これはどんな制度設計なのか、お尋ねいたします。ご答弁も求めます。

子ども支援室長（橋本君） 2. 子ども・子育て事業のイ. こども誰でも通園とはのご質問にお答えいたします。こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、就労の有無等に関わらず全ての子育て家庭に対して支援をするとともに、保護者の孤立感や不安感の解消、育児に関する負担感の軽減等を目的に、令和8年4月から全国の自治体で実施される制度であります。

このこども誰でも通園制度は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育園等を利用できる仕組みとして、ゼロ歳6か月から満3歳未満の保育園等に通っていない子どもを対象に、市町村の認可基準を満たした保育園や認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所等の施設で実施できるものとされております。

また、多様な主体の参画を認める観点から、それら施設に限らず、認可基準を満たし、適切に事業を実施できる施設であれば実施が可能であるとされており、本議会に認可基準を定める

条例案を上程させていただいたところであります。

今後、希望する事業者が認可基準を満たし、適切に事業を実施できる施設があれば、町が認可し、事業を行っていただくこととしております。

ご質問の受け入れる体制についてであります。現時点では町内で実施する事業者は決まっておりませんが、町が町立保育園において実施する場合は、今後、対象児童数及びニーズ調査における利用希望割合などを考慮する中で、利用見込みを想定し、その利用見込みの受皿を提供できるよう、保育士の配置や設備等の受入れ体制の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援する新たな制度として期待されておりますが、一方、この制度においては、多くの子どもと短時間の関わりを繰り返すなど、通常の保育と異なる点があります。町立保育園において実施する場合は、こうした点に十分配慮した上で、認可基準による適切な保育士配置はもちろんのこと、保育士へ負担が生じることがないように、園長などが随時ヒアリングを実施し、必要に応じた対応を行うなど、制度に直接携わる保育士をはじめ、現場の支援を行う必要があると考えているところであります。

続きまして、一時預かりとこども誰でも通園制度の併用についてであります。まず、結論から申し上げますと一時預かりとこども誰でも通園制度は併用ができることとなっております。

ただし、一時預かり事業が、保護者の就労や疾病など保護者の立場からの必要性が生じたときに、保育園で子どもを一時的に預かる事業であるものに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために預かるものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援することが主な目的であるといった、その趣旨や目的に違いがありますので、そうした趣旨や目的に応じてそれぞれの制度を利用していたいただければと考えているところであります。

福祉健康課長（鳴海さん） 2. 子ども・子育て事業のうち、ロ. 子ども・子育て支援金とはのご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援金制度は、国の少子化対策として、令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略の加速化プランに盛り込まれた施策を、着実に実行するための財源の一つとして創設された制度で、令和8年度から開始となるものです。

この支援金は、少子化対策の抜本的強化にあたり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとしており、全世代・全経済主体により、加入する医療保険の保険料を合わせて拠出することとされ、その用途は、国会で審議され成立した子ども・子育て支援法に定められた項目に充てるものであります。

法律により充てられる事業は、既に開始されている児童手当の拡充や、今年4月から制度化された妊産婦のための支援給付、来年4月からスタートするこども誰でも通園制度に加え、

10月からは国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置など、具体的に定められております。

このような給付を賄うためには、財源の確保として、国では既定予算の最大限の活用を行うほか、徹底した歳出改革と賃上げによって生み出された公費節減効果や、実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせるとしており、制度の導入による社会保険負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすることとしております。

また、法においては令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収すること、及び医療保険者は支援納付金を納付する義務を負うことが定められております。

この支援金の徴収方法としましては、全国健康保険協会や健康保険組合、共済組合の被用者保険のほか、国民健康保険や後期高齢者医療保険制度の保険者が、個人の公的医療保険の保険料に上乗せして徴収し、国へ納付する仕組みとなっております。

加えて、国民健康保険や後期高齢者医療保険においては、医療保険制度と同様の軽減措置を行うこととし、国民健康保険においては、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子どもに係る支援金の均等割額は全額軽減するほか、低所得者に対する軽減措置として、加入する世帯員の均等割・平等割について、7割軽減、5割軽減、2割軽減を行うことに加え、支援金の上限額を設ける措置等、医療保険制度に準ずる形で実施することが示されております。

いずれにいたしましても、支援金に係る個人の拠出額につきましては、加入する医療保険制度、また所得や世帯状況により異なりますが、支援納付金全体では、5割を国庫負担としており、残り5割を医療保険と合わせて徴収されます。

少子化と人口減少は、我が国が抱える深刻な課題であり、社会・経済への大きな影響が懸念されていることから、医療保険制度を含む社会保険制度の持続可能性を高めるため、世代を越えた支え合いの仕組みが重要となっております。

国では、子ども・子育て支援金制度により、子育て世帯への支援を行い、少子化に歯止めをかけ、社会全体で子どもや子育て世帯を応援する機運を高めるなど、若い世代の方々が将来に展望を持てるよう、経済施策を実施することとしております。

町におきましては、国民健康保険の保険者として、今後、国保に加入する皆様に向け制度のわかりやすい説明や周知に努めてまいりたいと考えております。

13番（大森君） ご答弁いただきました。こども誰でも通園ですが、一時預かりとの違いについて、子どもの育ちを中心としたということですが、これを本当にやるとすれば、1時間だとかおまけでじゃなくて、希望する保護者の全員を入園させて、きちっと対応することがそもそも大事なことはないですか。それも1か月に何時間と制限されて、そういうものではないと思います。子育てする子どもを入園させるということについては、誰でも通園ということについて、[・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・]

・・・・・・・・・・] 子どもに対して、きちんとした最初からの保育をしてあげることが最もふさわしいことではないかと思えます。

また、子どもの支援金でありますけれども、国民健康保険にも加算して軽減措置もあるということですが、それがあっても国保はもともと逆進性の強い保険制度です。ここへこれをまた上乘せするということが自体は、逆進性をより強めることになるということで、こんなことはやるべき内容ではないと思えます。

それよりも、現在軍事費をGDPの2%、3%にしようというふうなお話があります。この一部を削れば十分に合う予算であります。こういう子育て支援金というものについて、やはり断固これは認めるわけにはいかないというふうに思えます。

次に、それに関連してですが、3といたしまして、国保の子どもに均等割をゼロにということと求めたいと思えます。

国は、2022年に未就学児の均等割を半額にしております。11月28日のしんぶん赤旗の記事によれば、対象年齢を拡充して、高校1年生代(18歳)まで拡充する計画だというふうに報道しました。全国知事会や市長会、町村会などの要望にも応えたものではないかというふうに思いますが、子どもの医療費と同じようにですね、国保でも子どもの均等割について、全額公費負担にすべきではないかというふうに考えます。その点で、子どもの均等割の負担はゼロにできないか、ご答弁をお願いします。

福祉健康課長(鳴海さん) 3. 国保の子どもの均等割をゼロにのご質問にお答えいたします。

国民健康保険制度は、全ての国民が公的医療保険に加入することを義務づける国民皆保険制度で、加入する被保険者の疾病、負傷、出産等に関して必要な給付を行い、社会保障、国民保健の向上に寄与することを目的とした制度となっております。

また、国民健康保険につきましては、財政の安定化、市町村事務の効率化、医療費抑制の取組の推進など、県が統一的な運営方針を定め、国の制度に基づき運営しております。

町は保険者として、県が示す納付金を納めるために標準保険料率を参考に税率を決定するほか、資格管理、医療費等の支払いに関わる保険給付、保険税の賦課・徴収を行っているところであります。

町において決定する賦課方法につきましては、今年度より固定資産の価値に応じて計算する資産割を廃止し、世帯に属する被保険者の所得に応じて賦課する所得割と、子どもを含めた被保険者の人数に応じる均等割、世帯ごとの平等割による3方式としております。

国民健康保険については、平成30年に財政運営の責任主体が市町村から県に変わり、それ以降も様々な見直しが行われてきましたが、国における全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布により、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和4年より未就学児に係る均等割額を5割軽減し、残り5割を公費負担とすること

を定める国民健康保険法と地方税法の一部改正が行われました。

この軽減の対象範囲につきましては、6歳に達する日以後の最初の3月31日まで、すなわち就学前の子どもとしております。

また、この他にも、国保に加入する世帯の所得状況に応じて、世帯員の均等割、平等割について、7割軽減、5割軽減、2割軽減を講じているところであります。

ご質問の、子育てに係る均等割保険税の軽減措置拡充についてでございますが、国保制度の抱える課題として、他の医療保険と比べて被保険者の年齢層が高いことや、加入者数の少ない市町村などが多く、財政運営が不安定になるリスクが高まっていることが挙げられます。

子どもに係る負担軽減策を拡充していくことも考えの一つではありますが、財政運営上の制約が大きいことも実情であり、国の負担割合を引き上げることや対象範囲を拡大することを、地方団体からも要望しているところであります。

また、先月、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会医療保険部会においては、国民健康保険制度の取組強化の方向性として、子育て世帯のさらなる負担軽減のため、これまで未就学児を対象とした軽減措置を、高校生の年代まで拡大する案が提示されたところでもあり、今後におきましても、国の施策に関する情報収集を行うとともに、その動向に注視し、県との連携により検討してまいりたいと考えております。

13番（大森君） ありがとうございます。そういう中でありながら、18歳まで実質負担ゼロにする自治体があるんですよ、現に。熊本県の芦北町、それから岩手県の宮古市、それから兵庫県の加西市、近くでは群馬県の甘楽町ですかね。ここでは、ホームページにもその内容について詳しく出しております。

納入した子どもの均等割分については、年度末に補助として支払うというふうには、もうきちっと書かれている。やる気があれば当然できるということです。ぜひそういう方向に向かっていきたい。ただ、国・県ということもありますけれども、それでも町独自の施策としてやっぱり進めていっていただきたいというふうに思います。

大分2回目の質問をすることがいっぱいあるんですけども、残念ながらちょっと今回はできませんけれども、次回に回したいというふうに思います。

次に、4として町の農業政策についてお尋ねします。

イ．オーガニック・ビレッジの推進を

食料・農業・農村基本計画が決定されました。令和の米騒動は、いまだに収まっていません。小泉前農水大臣が米の作付を拡大すると表明、しかし、高市政権になって就任した鈴木農水大臣は、市場価格の維持のため、減作を推進する、市場任せにするというふうに宣言しております。僅か数か月で方針がくるくる変わるという国の農業政策、これについてはついていけないのではないのでしょうか。町独自の農業政策を打ち出す必要があるというふうに考えております。

さきの質問で、地域温暖化対策のCO₂削減に最も有効な地産地消と家族農業の推進、そしてオーガニック農業への転換、これが必要ではないかというふうに考えております。

まず、1といたしまして、国の施策に頼らず、町独自の農業政策をつくるべきではないか。どうでしょうか。ぜひこれをつくっていただきたいというふうに思います。

それから、すぐにオーガニック農業ということで取り組むことにはならないにしても、低農薬や無農薬などを推奨し、町の農家を支援するために、「あいさい」で販売する。そしてまた、量的に増えてくれば学校給食などにも使用することという使い道も明確にしていく必要があるかと思えます。こういう点について、どうお考えでしょうか。

3といたしまして、今後オーガニック農業講習の参加等を促す呼びかけ文についての注文がありますが、これからの坂城町の農業政策を明確に表示して、取り組んでみるかと思えるような文言にして、多くの農家の皆さんの参加を呼びかけてはどうかということの提案でございますが、これについてのご答弁を願います。

町長（山村君） ただいま、大森議員さんから4番目の質問としまして、町の農業政策について、イ、オーガニック・ビレッジの推進をのご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、国の施策に頼らない、町独自の農業政策のご質問であります。当町では水はけのよい土壌と昼夜の寒暖差や標高差を活かして、ブドウ・リンゴを中心とした果樹栽培が盛んに行われる傍ら、水稲や町特産のねずみ大根をはじめとする野菜、花卉栽培など、土地の条件を活かした多様な農業が行われております。

町の農業政策といたしましては、第6次長期総合計画第3章第1節において、特色ある地域農業として位置づけ、担い手の確保・育成、農地の集積・集約化の推進、生産を支える基盤・環境整備、特産農産物の生産振興と高付加価値化などを柱に、様々な取組を進めております。

そうした中で、大森議員さんもよくご存じでありますけれども、町独自の農業施策として、例えばワインブドウの栽培とその産地化を推進するため、平成26年度にワインぶどう産地化補助金を創設し、ワインブドウの苗木の購入やブドウ棚資材の購入に対して、その一部を助成しているほか、町の特産品であり信州の伝統野菜にも認定されているねずみ大根についてもF1種子の栽培から販売に至るまで生産者団体への支援を行うとともに、「ねずみ大根まつり」の開催による知名度の向上や消費拡大に向けた支援も行っているところであります。

また、新規就農者に対する支援策として、平成28年度には新規就農者支援事業補助金を設け、新規就農から5年以内の認定新規就農者及び認定農業者に対し、新たな担い手を確保し、円滑な就農と定着化を促すことを目的に、家賃や農機具購入等の補助を行っております。

その他にも、令和5年度には農作物等災害見舞金制度を設け、昨今、頻発する台風などの自然災害やイノシシや熊など野生鳥獣による農業被害が発生してしまった場合に見舞金を給付する制度も整備したところであります。

町といたしましては、これまでも、将来の町の農業を見据える中で、農業振興に資する政策的な支援と農家のニーズに即した補助事業等を実施してきたところであり、今後につきましても、農家の皆様のご意見をお聞きしながら新たな施策について研究してまいりたいと考えております。

次に、低農薬、無農薬などを推奨し、「あいさい」での販売や学校給食に使用することについてのご質問であります。低農薬、無農薬の野菜などを学校給食で使用するにあたっては、指定日に必要量を確実に納品していただくこと、調理業務の作業性の観点から、規格がそろっていることなどが必要となることから、現状では難しいものと考えております。

また、「あいさい」での販売につきましては、運営組合の判断となっております。組合員になっていただき、出荷条件等をクリアしていただければ、小ロットでも出荷、販売は可能であるものと考えております。

最後に、今後のオーガニック農業講習の参加を促す呼びかけのご質問にお答えいたします。

町では有機農業を進めていくためには、まずは、農家の機運の醸成を図ることが必要であると考えており、来年1月に県の支援をいただく中で、有機栽培や環境負荷低減型の農業に関する研修会を計画しております。

先ほども申し上げました、町の第6次長期総合計画の特色ある地域農業においては、慣行肥料（従来型の肥料）、農薬の低減を推進し、環境負荷軽減に配慮した農業を推進するとしており、現在、見直し作業を行っております後期基本計画においても、この文言を継続していく方向で検討しております。

また、研修会に参加を呼びかけるチラシ等には、こうした文言を入れていきたいと考えており、まずは研修会に参加してみるかと思っただけのよう工夫し、参加された方の中から取り組んでみるかと思う方が増えるように努めてまいりたいと考えております。

数か月前でありますけれども、私は熊本県の山都町で、山の都の町と書きますけれども、ここは日本一有機栽培をやっている有名な町なんですけれども、そこに視察に行つて勉強してまいりました。日本一の有機農業ということなんです。話を聞けば聞くほどなかなか大変な事業であります。そのための助成策というものをいろいろやっておられますので、そういうことも勉強する中で進めていきたいというふうに思っています。

町では、今後も県や関係機関等の協力を得る中で、有機栽培や環境負荷低減型の農業に対して、町民の皆様の関心を高める取組を行つてまいりたいと考えております。

13番（大森君） 町長より、オーガニックについての方向性についてご答弁をいただきました。自治体名の記憶をなくしちゃったんですが、先ほど町長がおっしゃったところは、地域ぐるみで、そしてそれぞれの地域が生産組合をつくって、それぞれの状況を報告し合つて、一覧表をつくって、どのくらい販売したかということも含めて、地域ぐるみで取り組んでいるというこ

とだというふうに理解しているんですが、やはりそういうところまで進んでいる自治体もあるわけですね。

この近くで驚いたのは、農水省のホームページを開きましたら、オーガニックビレッジ宣言の自治体に長和町が新たに入っていました。ここのホームページを開いてみたら、長和町は、まだオーガニックビレッジ宣言というふうに言っていないけれども、この読書文が、長和町ではオーガニックビレッジを推進していく、そのための研修会を開くということ声をかけして、そしていろんな研修をする上での対象者、家族だけで食べる市民農園の方も参加してほしいということや、あるいは自家消費だけの方、販売農家だけではなく、そういう方もみんな含めて参加していただきたいということと呼びかけもしております。そういう点ですね、坂城町においても、そういう方向性に向けた、将来的にはオーガニックビレッジに向けた方向で農業も進めていくと。そして果樹にしても、いろんなものについてもですね、やはりオーガニックやることによって土地を豊かにしていく。こういう中での農業政策、そして地球に優しい農業という方向をぜひ今後進めていっていただきたいというふうに思います。

ちょっと早口になり、あるいは述べたいことが述べられないときもありましたけれども、今後、またこの足りない分は一般質問で取り上げていくということにいたしまして、本日の一般質問については、これで終了といたします。大変ありがとうございました。

議長（中嶋君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時52分～再開 午後 1時30分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

一般質問に入る前に、住民環境課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

住民環境課長（山下君） 大変貴重なお時間を頂戴し、誠に申し訳ありません。本日の大森議員さんの一般質問のうち、1. 町の温暖化防止計画の中で、長野広域の市町村のうち区域施策編を策定していない市町村との再質問において、坂城町と小川村と答弁いたしましたが、信濃町においても策定されておりませんでしたので、未策定の市町村は、坂城町、小川村、信濃町に訂正をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

議長（中嶋君） 大森議員、今、手を挙げましたか。

13番（大森君） 信濃町の第3次環境基本計画（信濃町地球温暖化防止実行計画 区域施策編）令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの記述があります。また、第4次信濃町地球温暖化防止実行計画、これは事業としての町の取組についてですけれども、この2点が出ているはずですね。

住民環境課長（山下君） ただいまのご意見でございますが、私どものほうの資料によりますと調査時点が令和6年10月1日時点の調査で、策定されているかないかという調査の中での

答弁でございます。

13番（大森君） 古い資料ということじゃないですか。だから、今日一般質問したわけですから、昨日までの時点、そこまで言うところとちょっと広いですが、せめて11月いっぱいまでにどういふ計画がつけられているかということは、当然調べる必要があると思います。

住民環境課長（山下君） 私どものほうで調べたものであります。これにつきましては、環境省の公表によるものの調べでありまして、これの最新のものが令和6年10月1日の調べというところで出ているものでございます。

議長（中嶋君） 大森議員、よろしゅうございますね。

13番（大森君） やはり今後一般質問をやる上でですね、やっぱり最新のものと、それから実際のその町のホームページ開いて、こういう結果があるかどうかを確認すべきだというふうに思います。あるいは、長和町が無農薬の関係で取り組んでいるというのは、9月のホームページの更新であります。やっぱり新しい資料を使いながら議論しないと議論が進まないと思うんですね。環境省だけの確認をされたということですから、やむを得ないとしても、その点については今後注意を払っていただきたいと思いますが。

副町長（臼井君） ただいま、資料の時点のお話でご意見を頂戴いたしましたけれども、最初の計画のお話につきましては、再質問の中でいただいたという状況でございます。事前に通告ですとかでいただければ、当然、よその市町村の状況も調べてご答弁をさせていただくところですけども、そういった急なご質問というような中で、そこまでちょっと資料が整ってなかったという状況でございます。

ただいま住民環境課長のほうから答弁いたしましたのは、全国に公表されている最新の時点の状況ということでご説明をさせていただいたところでありまして、その点については、ご理解をいただければというふうに思います。

議長（中嶋君） それでは、皆様にお諮りいたします。ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

それでは、引き続きまして、一般質問を再開してきたいと思います。

6番 中村忠靖議員の質問を許します。

6番（中村君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

まず初めに、6日土曜日、テクノセンターで行われました「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会～共に認め合い、共に支え合う社会をめざして～」では、一つ目に、坂城小学校4年生代表による発表から、「人権の花を育てる活動、点字の学習、デフリンピックの学習、

ブラインドサッカーの学習などを通し、学んだこと。それは思いやりの心です。」とありました。

次に、「わたしのヤングケアラー～障がいのある両親の元に生まれて～」では、講師の高橋美江さんからの講演会。ここで私の心に残った言葉は、「普通にながらみだつた」とのお話でした。そして講演会の最後に、ヤングケアラーだつたからの肯定感について、まず親に頼れなかつたことでは、自分で何でもできるようになる。次に、親の面倒を見なければならないことでは、どんなことも逃げない責任感を持てる。そして、親の心配をしていることでは、指示がなくても、自分が率先して動ける、気づける、声をかけられる、人の気持ちに寄り添えるなどなど。

さらに、私が伝えたいこととして、3点お話がありました。解決してやろうとは思わないでください。二つ目に、ご自身の価値観、正しさを疑ってください。そして、どうか押しつけないでください。三つ目に、人間関係を形成してから、それぞれの支援を一緒に導き出してくださいますとありました。

それでは、今回の質問について。一つ目に、子育て支援の充実について、2点質問させていただきます。そして二つ目は、産前・産後の支援について、2点質問させていただきます。

1. 子育て支援の充実について

厚生労働省の人口動態調査などによると、令和6年の我が国の出生数は、一昨年に続いて過去最少を記録し、70万人を割り込むことになると見られています。女性が生涯に産む子どもの数を推計する合計特殊出生率も、過去最低だつた前年の1.20をさらに下回り、1.15を割り込む見込みとなっております。

結婚・出産する年代の人々が産みたい子どもの数、希望出生率を国は1.8と推計しています。国民が子どもを産み育てることの幸せを実感できる国でありたいと切に思うものですが、現状を見る限り、希望と現実の差は広がり続けています。

こうした状況を克服し、子どもたちが安心して健やかに育つ、こどもまんなか社会を目指して、こども家庭庁が発足し、こども基本法が制定されました。国を挙げてこの取組を着実に進め、さらに加速することが極めて大きな課題となっております。こうした認識に基づいて、本町の子ども・子育て支援の取組についてお尋ねします。

昨年4月、こども基本法制定に併せて改正された児童福祉法の改正内容の多くが施行されました。各市町村では、従来の児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点と、母子保健法に基づく子育て世帯包括支援センターのそれぞれの機能や意義を活かしつつ、母子保健と児童福祉の縦割りの壁を乗り越え、新たに全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である、こども家庭センターの設置をすることが努力義務となりました。

子育て支援のうち、特に出産前後のサポートは、母子保健事業による対応が重視されてきま

した。保健師など医療系の専門職による保健指導が主なものでした。しかし、産後ケアなどの母子保健法の事業では、保健指導としてケアはできても、対象者に直接的な支援を提供する取組はできません。そこで、この母子保健と直接的なサービス提供を行う児童福祉の取組とを連携強化することが求められたのです。

このこども家庭センターでは、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関するあらゆるチャンネルからつながった相談を受けて、関係機関や各種の地域資源と連携して、総合的な支援を行うためのサポートプランの作成などのケースマネジメントを担うとされています。

改正児童福祉法では、以下のことが市区町村の行わなければならない業務と位置づけられました。

一つは、支援を要する子ども・妊産婦へのサポートプランを作成と支援の実施。これがこども家庭センターが中心となって担う役割です。

もう一つが、新たに子育て世帯訪問支援事業の実施が市区町村の努力義務となりました。法施行を受けて、昨年3月には子育て世帯訪問支援事業ガイドラインについてという通知がこども家庭庁成育局長から各都道府県知事宛てに発出されています。

出産年齢が上がり、出産に伴う心身の負担が大きくなっています。高齢で初産の母親が増える中、不妊治療の普及に伴い多胎児が増えると言われていています。

また、少子化の時代に生まれ、少人数の世帯で暮らす家庭が増え、孤立した子育てが増えていきます。女性の就労の向上とともに共働きの世帯が増え、家庭での家事・育児の負担も相対的に増えています。男性の家事・育児への参加もまだまだ不十分な状況にあります。様々な課題を抱え、疲弊した子育て家庭を支えていく上で、家事・育児の直接的な支援が極めて重要な意味を持つようになってきています。

通知によると、この事業の目的は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことにあります。

先行する自治体が、同様の趣旨の事業を既に取り入れ、過度的な段階ではありますが、大きな成果を上げていると聞いています。

出産による大きな負担を抱え、家に帰り、押し寄せる怒濤の家事・育児に押し潰されそうになりながら、孤立し、誰かの助けを求めている母親は少なくないのです。人間形成の基礎は、母親や身近な養育者との間の心の通い合いやコミュニケーションから生まれる愛着形成に始まります。出産直後の時期から母子の愛着形成につまずくことは、虐待の芽につながり、子どもの成長にも影を落とすことにつながります。

この事業ガイドラインでは、出産直後のみならず、家事・子育てなどに対して不安や負担を

抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象としています。そして、単なる家事・育児の手伝いによる一般的な負担解消だけでなく、家事・子育て支援を通して、支援対象の家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えていくことが最終的な目標像であるとされています。

そこで、まずイとして、児童福祉法改正を受けての子育て支援について、2点お聞きします。

1、こうした法改正を受けて、新たな子育て支援の中核となるこども家庭センターの設置に関して、町の考えは。

2点目に、子育て世帯訪問支援事業に代表される訪問型支援について、町の考えは。

以上2点について、答弁をお願いいたします。

町長（山村君） ただいま、中村議員さんの1番目の質問としまして、子育て支援の充実についてご質問をいただきました。順次お答えします。

我が国においては、核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきていると言われており、乳幼児期、とりわけ未就園の場合は、子育て家庭が社会からの支援につながらずに地域の中で孤立しがちな傾向にあり、また、就学期以降においても、家庭内での子育ての困難や不適切な養育環境に対して、社会が具体的な支援を届けることができないなどにより、虐待が深刻化する場合があります。

このような状況の中で、平成28年の児童福祉法改正において、児童の身近な場所において福祉的支援を行う市町村の責務が明確化されたことに合わせて、母子保健に関する各種の相談に応ずる等の事業を行う子育て世代包括支援センターを設置するように努めなければならないことが、母子保健法に盛り込まれました。

当町におきましても、令和3年4月に、主に妊産婦及び乳幼児を対象に、妊娠、出産、産後子育て期間を通じて実情の把握をはじめ、妊娠、出産、子育てに関する各種相談や情報提供、保健指導に加え、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療や福祉、教育に関する機関との連絡調整を行う子育て世代包括支援センターを、保健センター及び子育て支援センター内に設置したところであります。

また、同じく、平成28年の児童福祉法改正により、市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導などの必要な支援を行うための子ども家庭総合支援拠点の整備に努めなければならないことが定められたことから、令和5年3月に、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、子どもや妊産婦等に関する相談支援をはじめ、必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務など、子どもや妊産婦等に対する支援全般を担う坂城町子ども家庭総合支援拠点を子育て支援センター内に設置したところであります。

その後、国における検討の中で、乳幼児の子育てに困難を抱える家庭に対する相談支援など、

両機関が行う業務や機能には一定の重なりがあるにもかかわらず、児童福祉法と母子保健法それぞれの根拠規定に基づく異なる機関であり、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が円滑になされにくいなどの課題が生じてきたことから、児童福祉法及び母子保健法が改正され、市町村は、令和6年4月から子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持した上で、組織を見直し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることが、児童福祉法に定められたところであります。

当町におきましては、現在、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の両機関が並置されており、保健センターと子育て支援センターは、日頃から緊密に連携し、随時の情報共有をはじめ、定期的な連携会議の実施や保健師と子育て支援センター相談員による家庭訪問など、妊娠からの切れ目のない、子育て家庭や妊産婦の総合的な支援に努めているところであります。

ご質問のこども家庭センターの設置に関する町の考えであります。今後、母子保健機能と児童福祉機能のさらなる一体的な運営を図り、妊産婦及び乳幼児の健康保持、増進に関する包括的な支援や、子どもや子育て家庭の福祉に関する支援を、より切れ目なく提供するため、こども家庭庁及び県が主催する研修会への参加をはじめ、設置要件の確認、人員配置など、こども家庭センターの設置に向け、ただいま検討を進めているところであります。

続きまして、訪問型の子育て支援についての町の考えであります。少子高齢化及び核家族化の進行や共働き家庭の増加など、社会環境の変化や価値観の変化による、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域社会の子育てを支える力が弱くなっているとされており、冒頭に申し上げましたとおり、全国的には、子育て家庭が社会からの支援につながらずに地域の中で孤立しがちな傾向にあり、家庭内での子育ての困難や不適切な養育環境に対して、社会が具体的な支援を届けることができない中で、児童虐待などが発生する場合があるとされており、

こうした背景を踏まえまして、令和4年に児童福祉法が改正され、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする子育て世帯訪問支援事業について令和6年4月から市町村が実施に努めることとされたところであります。

この事業は、単なる家事・育児の手伝いによる一時的な負担解消だけではなく、支援対象の家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えていくことが最終的な目標とされており、

当町における訪問型の子育て支援といたしましては、乳児家庭全戸訪問事業を実施しており、生後4か月を迎えるまでの全世帯の乳児と保護者に対して、保健師が自宅を訪問し、乳児の発育状態の確認、保護者の健康・育児相談及び子育てに関する情報提供を行い、適切なサービスが受けられるよう支援しているところであります。

また、先ほど申しあげました子育て世代包括支援センターの事業として、保健センターの保健師と子育て支援センターの相談員が、支援の必要な妊産婦等の自宅を随時訪問し、妊娠、出産、子育てに関する相談、必要な情報の提供、助言及び保健指導などを行っているところであります。

さらに、今年度からベビーシッター利用支援事業を創設し、仕事や用事により一時的に保育を必要とする、小学6年生までの児童の保護者が、ベビーシッターを安心して利用できる環境を整え、育児負担の軽減など子育て家庭の支援施策としているところであります。

また、保育園の一時預かりをはじめ、児童福祉施設等で休日や夜間などでお子さんを預かる子育て短期支援事業や、町社会福祉協議会で行っているファミリーサポートセンター事業の利用促進など、町といたしましては、「坂城の子は坂城で育てる」との理念の下、訪問型の子育て支援に限らず、様々な子育て支援施策を用意し、社会環境が変化する中、子育て家庭が孤立し、児童虐待等につながることはないよう、引き続き、支援してまいりたいと考えているところであります。

6番（中村君） ただいまは、町長より答弁をいただきました。詳細な説明について理解いたしました。

次の質問に移ります。2. 産前・産後の支援について

妊娠・出産を取り巻く環境は年々変改し、産前産後の時期に生じる課題は多岐にわたっています。まず、産前では、つわりや貧血、腰痛など身体的負担が大きい中、妊婦健診の通院や仕事との両立が難しいという声が多くあります。特に核家族化が進む地域では、近くに相談できる人が少なく、初産婦を中心に不安や孤独感が高まりやすい状況です。また、制度や支援メニューが複雑で、どこに相談すればよいかわかりづらいという情報面の課題も指摘されています。

一方、産後は出産による身体の回復が追いつかないまま育児が始まり、夜間の授乳や睡眠不足が続くことで、産後鬱のリスクも高まります。地方では里帰り支援が得にくいケースも多く、頼れる人がいないことがより深刻な負担となっています。加えて、授乳トラブルや泣きやまないことへの不安など、育児スキルや情報不足も大きなストレス要因です。さらに、出産・育児用品の購入や休業による収入減など、家庭の経済的負担も軽視できません。

こうした課題を背景に、産前産後の支援は、医療、家庭、地域の三つをつなぐ包括的な仕組みづくりが求められています。支援サービスは存在しても、必要なときに必要な支援につなが

らない隙間が依然として残っているのが現状です。妊娠期から産後まで継続的に寄り添い、安心して子育てを始められる環境整備が急務であります。

国は、切れ目のない子育て支援を掲げ、産後ケア事業の拡充や子育て世代包括支援センターの機能強化を求めています。

町としても、産前から産後までの相談・支援を一体的に提供する体制をより明確にし、特に産後の生活支援については、助産師によるケアと家事・育児支援の双方を充実させる必要があります。

例えば産後ドゥーラや民間ヘルパーの利用補助の拡大、訪問型産後ケアの柔軟な活用、保健師による継続フォローの強化など、町独自の支援の幅を広げることが考えられます。

ここで何点か施策について提案をしたいと思います。

一つ目に、妊娠期から産後まで一貫した伴走型支援の強化では、妊娠届出時の面談と産後の継続フォローを同一担当者制または少人数チームで実施。妊娠期・産後のリスク要因を早期に把握し、切れ目なく支援につなげる。

二つ目に、産後ヘルプ、産後ケアの利用拡大では、利用が少ない理由（知らない、申込みが面倒、料金負担）を分析。利用促進のための紹介制、助産師が必要としたら即案内。一部利用料助成や初回無料クーポンなどの後押し策も検討。

三つ目に、相談・支援へのアクセシビリティ向上では、LINE相談、オンライン面談、チャット型相談の導入。夜間・休日の相談ニーズへの対応（近隣自治体と協働する広域体制）。ちなみに、アクセシビリティとは、年齢や身体能力、利用環境などに関わらず、誰もが製品やサービス、情報などを支障なく利用できる状態を指します。

四つ目に、多様な家庭の状況に応じた支援では、里帰りできない家庭、単身赴任家庭、実家が遠い家庭への重点フォロー。妊娠後期から産後2か月までの訪問を原則化し、支援につながりにくい層を確実に把握。

そして五つ目に、支援体制を見える化したわかりやすい情報提供では、妊娠から1歳までの支援ナビ（紙とかウェブ）を作成。支援メニューを点ではなく流れで示し、必要な手続や相談窓口を一目で理解できる構成などに。などなどが考えられるのではないのでしょうか。

そこで、支援について、2点お聞きします。

1点目に、妊婦に対して、町としてどのような支援をしているか。

2点目に、産後の孤立防止や産後鬱予防の観点から、町としてどのような取組をしているか。

以上2点について答弁をお願いいたします。

保健センター所長（川島君） 2. 産前・産後の支援について、イ. 支援についてのご質問に順次お答えいたします。

妊娠や出産は、妊婦の心身の状態や生活などに大きな変化を及ぼし、特に、実家が遠く自分

の親等の親族から距離的に離れたところで妊娠・出産をする方や、親子関係に様々な事情を抱え、親からの援助を得られない方、また、障がいのある方や外国人の方などについては、不安や悩みを抱えることが多いことから、生活している地域の自治体や関係機関等が連携して支援をし、孤立を防ぐことが重要とされております。

ご質問の、妊婦に対して行っている町の支援につきましては、全ての妊婦の方が安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産・子育ての見通しを立て、気持ちに寄り添い、不安解消を支援するための面談を行う伴走型の相談支援を町保健センターの保健師により実施しております。

この伴走型の相談支援は、妊娠届の提出時から出産後まで継続して実施され、妊娠届を提出に来庁された妊婦に対して母子健康手帳の交付に合わせ、保健師が面談により健康状態や家庭環境などを確認するところから始まり、支援が必要な場合には、定期的に自宅訪問や電話連絡などを行っております。

また、妊婦の健康状態や胎児の発育状態を定期的に確認していただくため、医療機関による健康診査を健診料金自己負担無料として実施しているところであり、健康診査の結果により、心配されることがある妊婦の方については、医療機関との連携により、個々の支援を行っております。

加えて、妊娠中はホルモンバランスや食生活の変化、つわりなどの体調の変化により丁寧な歯磨きが難しくなるため、虫歯や歯周病の発生または進行するリスクが高く、これらの病気は早産や低体重児出産にも関係があると言われていたことから、歯周疾患検診を自己負担無料として実施しているところでもあります。

その他、妊娠中や出産後の妊婦の身体や食事などについて夫婦が共に学習し、また、出産を控える方同士が情報交換をする場として、保健師や栄養士による両親学級を開催し、妊娠・出産の知識の習得について支援をしているところであり、妊婦の方が心身とも健康で不安なく出産できるよう、保健師を中心に関係機関等が連携し、総合的な支援に努めております。

続きまして、産後の孤立防止や産後鬱予防のために行っている取組についてお答えいたします。

産後鬱は、産婦の方が気分が落ち込んだり、無気力になるなど精神的に不安定な状態になる病気で、出産された方の10%から15%の方に起こるとされており、産後3か月以内に発症するケースが多いと言われております。

町では、妊娠8か月頃の妊婦の方に対して、最近の精神状態を確認するためのアンケートを実施する中で、産後鬱や乳児虐待のリスクの有無を保健師が判断すると同時に、リスクが認められる方については面談を行い、産前産後の過ごし方や利用できるサービス等を確認・検討するなど、出産後の支援プランを相談しながら作成しております。

出産後につきましては、産後2週間と1か月頃の産婦の方を対象に、医療機関による健康診査を健診料金の自己負担を無料で実施しており、この健診時に産後鬱のリスクを確認した場合は、医療機関との連携により支援を行っております。

町では、出生届を提出に来庁された際に、乳幼児健診や予防接種などの案内に併せて、保健師により産婦の方の日々の生活状況や子育てについて聞き取りを行うとともに、生後4か月を迎えるまでには保健師が自宅を訪問し、産前産後の母子の状態を確認する乳児家庭全戸訪問事業を実施し、産婦の孤立防止に努めているところであります。

この乳児家庭全戸訪問事業では、産婦の健康と乳児の成長発達を確認しながら、育児などに関する心配事や悩みを聞き、産後鬱など精神的に不安定な様子が見られる場合には、医療機関の受診をご案内しております。

また、助産師による専門的な支援が必要な場合には、契約している医療機関や助産所において実施している産後ケア事業について、心身の状態に応じた保健指導、生活面や育児に関する指導・相談などの支援の利用をお勧めしております。

この産後ケア事業は、医療機関等に宿泊して助産師等によりケアを受ける短期入所型と、助産師等が産婦の自宅を訪問する居宅訪問型、産婦が助産師等にいる施設に出向く通所型の三つの形態があります。

出生後4か月以降についても、乳幼児の健康診査や健康相談の際に、保健師や栄養士による保健指導・相談を実施しており、また、子育て支援センターにおいても、子育ての悩みや家庭環境など広く相談に応じているところであります。

妊産婦の支援につきましては、保健センターや子育て支援センターなど関係機関が連携し、妊娠期から出産・子育て期にわたり切れ目のない支援を推進しており、妊産婦の方が孤立せず心身ともに健康で、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、引き続き保健師等による妊産婦の方に寄り添った支援に努めてまいりたいと考えております。

6番（中村君） ただいまは、保健センター所長さんより答弁をいただきました。詳細な説明について理解いたしました。

産前産後こそ、行政の伴走が最も求められる時期であります。支援はあるだけでなく、届くことが重要です。本町の実情に合わせた様々な対応、必要な支援を確実に届け、誰一人取り残さない体制の構築をお願いしたいと思います。

最後に、今年4月から費用助成、約3割程度の自己負担となりました带状疱疹ワクチン接種につきましては、テレビ報道などもありますが、65歳、70歳などの対象年齢の皆様には、明年3月31日までのこの機会に予防接種をお願いしたいと思います。

明年、町民の皆様が健康で、災害・事故が少ない一年となりますことを念願し、私からの一般質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時12分～再開 午後 2時22分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

7番 星 哲夫議員の質問を許します。

7番（星君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問をさせていただきます。

1点目、ドローンの防災活用について。

近年、全国的に災害の大型化・頻発化が進み、地震、豪雨、台風、土砂災害といった自然災害が毎年のように発生しています。その中で、空から見える防災として、ドローン技術の活用が全国の自治体で注目されています。消防庁や総務省も、令和6年度よりドローンを防災行政無線の補完手段として活用する方針を打ち出し、ガイドラインの改定を進めています。

私たちは、過去の災害から多くの教訓を得ています。東日本大震災では、積算被害額が約16兆円に上がり、未曾有の経済損失を生み出しました。また、能登半島地震では、僅か一つの地域で最大2.6兆円規模の積算被害が報告されています。

さらに、私たち長野県においても、令和元年の台風19号により、豊野・長沼地区を中心に農業被害だけでも約226億円、住宅やインフラを含めると総被害額は1千億円を超えるとされています。

これらの数字が示すのは、防災にかかる事前投資こそが最大の経済的防御であるという事実です。ある研究では、防災に1を投じることで被害を7減らすことができるという報告もあります。つまり、備えに使う費用は、失う費用のほんの一部で済むということです。

坂城町は千曲川に隣接し、過去にも水害の危険にさらされた地域です。また、浅間山の噴火の影響圏内にもあり、火山灰による広域被害や交通網の寸断も想定されます。さらに、町を支える製造業、物流、商工業が集中していることから、もし災害が発生すれば、住宅被害だけでなく産業活動への影響が甚大になる可能性があります。

このような中、初動対応の遅れや情報伝達の混乱を防ぐには、空からの迅速な被害確認と避難支援を可能にする防災ドローンの導入は、非常に現実的で効果的な選択肢だと考えます。

イ. ドローンの具体的な活用場面について

ドローンの用途は非常に広く、単なる空撮機材ではありません。例えば避難誘導、人命捜索、水害監視、火災確認、道路や橋梁のインフラ点検など、あらゆる場面で活用が可能です。特に赤外線温度カメラを搭載したドローンでは、夜間の人命捜索や被災地の熱源確認が可能となります。また、スピーカーを搭載すれば、避難指示の伝達や孤立地域への音声呼びかけもできます。こうした先進技術を坂城町としてどのような活用シーンで想定しているか、具体的にお伺いします。

ロとして、防災ドローンの導入の検討の状況について。

全国では、既に多くの自治体がドローンを防災に取り入れています。例えば岐阜県では、県内全域の防災情報収集をドローンで行う空の防災ネットワークを構築しています。また、千葉県佐倉市や兵庫県三木市などは、災害時にドローンが現場映像を対策本部にリアルタイムに送信する仕組みを導入しました。

坂城町においても、防災行政無線の補完手段や災害現場の空撮・被害情報収集に関して、どのように検討が行われているか、伺います。

ハとして、災害時における民間事業者との連携体制について。

災害発生時には、危険地域の確認や避難支援など迅速な初動対応が求められますが、役場職員や消防職員の皆様は、それぞれ本来の業務が最優先となり、ドローン運用まで手が回らない状況が想定されます。このような中で、災害初動の空撮や情報収集を行政単独で担うには限界があると考えます。

今年の坂城町防災訓練では、町内企業がドローンでも協力を行い、住民の皆様からも大きな関心と反響をいただきました。実際に空撮映像が防災本部に共有され、避難者や参加者の方々からも、上空からの視点がわかりやすい、ドローンがあることで安心感が増すとの声も寄せられました。

こうした実績は、町内企業との協働によって行政ではカバーし切れない部分を補完できる可能性を示しています。災害時に即応性を高めるためにも、民間事業者と連携した官民一体型運用体制を構築することは非常に有効と考えます。坂城町として、こうした官民連携体制などをどのように整備していくか、考えを伺います。

住民環境課長（山下君） 1. ドローンの防災活用について、順次お答えいたします。

近年は、ドローン技術の発達に伴い、自治体におけるドローンの活用は年々広がりを見せており、有人の小型航空機と比べると低い高度で運用でき、雲が入り込むこともなく高精度・高画質な写真や映像が撮影可能であることから、コスト・効率の両面からメリットがあると期待され、平時、非常時を問わず活用が進んでおります。

平常時では、橋梁や道路などのインフラ施設や公共施設等の点検、維持管理、山林や傾斜地における将来的な危険箇所の把握、鳥獣被害の確認など、また災害時には、土砂災害発生箇所の状況把握、道路寸断箇所の確認、行方不明者捜索、山林火災の延焼状況の監視など、様々な分野での業務効率化や業務における安全確保に役立てられている状況であります。

職員や消防団員が災害現場に近づくことが危険、または困難な場合に、上空から災害状況の把握を行えるドローンは、短時間で広範囲にわたり情報収集が可能であるため、初動対応の迅速化に大きく寄与するものと考えており、千曲坂城消防組合をはじめ、多くの消防機関で導入が進んでいるところであります。

ご質問のドローンの活用の想定といたしましては、こうした実際に活用されている事例を参考に、町においても同様の活用が想定される場所でもあります。

次に、導入の検討と、町内業者や専門企業と連携した、災害発生時に迅速にドローンを活用できる仕組みの構築についてであります。災害発生直後の被害状況の早期把握は、その後の避難判断や応急対応、被害の拡大防止に大きく影響することから、ドローンの活用については、町の防災力向上といった観点からも重要な要素であると考えている場所でもあります。

令和5年4月に発生した町内の林野火災においては、千曲坂城消防組合がドローンを活用し、延焼状況や被害状況の把握を行った事例があり、災害時におけるドローンの有用性が示された場所でもあります。

町といたしましては、災害発生時などの非常時においては、引き続き、千曲坂城消防組合と連携し、ドローンの迅速な運用を含めた災害対応を図ってまいりたいと考えております。

また、既にドローンの操縦技術や関係法令の知識を持つ民間事業者も存在することから、そうした事業者との連携についても、今後、研究を進めてまいりたいと考えております。

7番（星君） ただいま、担当課長からの意見を参考にいたします。ありがとうございました。

災害はいつ起こるかではなく、いつ起きてもおかしくない時代に私たちは生きています。坂城町は、長年にわたり精密加工や高度な技術を支える最先端なものづくりの町として発展してきました。その誇るべき技術力と地域の団結力を、これからの防災にぜひとも生かすべきだと考えます。ものづくりで全国をリードした坂城町だからこそ、防災においても最先端の取組を率先して導入し、町民の命と産業の未来を守る先進自治体となるべきであります。

空からの状況を把握し、空から人を守る。こうした新しい防災の形を、ぜひ坂城町から全国に先駆けて構築していただきたいと強く期待しております。どうか防災ドローンの導入と運用体制の整備を前向きにご検討いただき、ものづくりの町坂城を防災先進モデルの町坂城へとさらに進化させていただきますようお願い申し上げます。以上で質問を終わります。

続きまして、エレベーター設置の件にいたします。

2点目、テクノさかき駅へのエレベーター設置について。

坂城町は、ものづくりの基盤とする地域経済の中核を担っており、多くの製造業、先端技術産業の企業が集積しています。近年、こうした企業においては、法定障害者雇用率の達成が重要な経営課題として位置づけられており、特に昨年2024年4月からは、企業の法定障害者雇用率が2.3%から2.5%へと引き上げられました。さらに、来年2026年7月には、2.7%への段階的引上げも予定されており、これは町内企業にも大きな影響を与える政策変更です。

企業は、単に雇用率を満たすだけでなく、働きやすい職場環境の整備、そして障がい者の通勤・生活支援を含む効果的な取組が求められています。

このような背景から、今や障がい者雇用は単なる制度対応ではなく、企業の持続可能性や社会的評価に直結する戦略的課題となっています。特にテクノさかき駅周辺には多数の事業所が集中しており、ここを利用する障がい者や高齢者の通勤者も少なくありません。

しかし、現状、テクノさかき駅には常設のエレベーターがなく、代替として階段脇に昇降機が設置されていますが、これは事前予約制で駅員の操作が必要なため、実質的に自由な利用が困難であるという指摘が多くあります。

例えば、帰りの時間が読めない出張者や来訪者、突発的な体調不良を抱える方にとって、事前予約を前提とした昇降機の利用は選択肢になり得ません。加えて、町内の坂城駅には既にエレベーターが設置されていることから、利用者間で駅ごとに対応が異なることへの不公平感も高まっております。

このような公共交通インフラのバリアフリー格差は、町民の生活満足度だけでなく、障がい者雇用や企業イメージ、地域ブランドにも関わる問題です。本日は、こうした現状を踏まえ、町として、テクノさかき駅エレベーターの設置に関してどのような認識・方針を持っているのかを質問させていただきます。

イとして、現状設備の課題について。

テクノさかき駅には、現在、階段脇に昇降機が設置されておりますが、事前予約制かつ駅員による操作が必要なため、自主的に自由に利用できる設備とは言いがたい状況です。特に帰りの時間が読めない出張者や来訪者、突発的な体調不良を抱える方などにとっては、利用のハードルが非常に高く、設備はあまり使えないという状態にあります。

また、当駅は無人駅であるため、仮に事前予約を行っていても操作補助が受けられないリスクも残っています。このような状況下で、本来、移動の自由が保障されるべき障がい者や高齢者が不自由を強いられている現実について、町としてどのような認識をされているかをお伺いいたします。

ロとして、常設エレベーターの必要性について。

町内には、既に坂城駅に常設エレベーターが設置されており、これにより坂城駅ではバリアフリー環境が整っています。一方、テクノさかき駅にはそれが無いことから、利用者の間では同じ町内の駅によっては対応の差があるという不公平感が生じています。

このような公共インフラにおけるバリアフリー格差は、単なる利便性の問題にとどまらず、町のバリアフリー、政策の信頼性や住民満足度、企業イメージにも影響を及ぼすものと考えます。したがって、テクノさかき駅において常設エレベーターの整備が急務ではないかと考えますが、町としてその必要性についてどのように評価されているか、ご見解をお伺いします。

ハとして、企業活動への影響について。

テクノさかき駅周辺には工業団地が形成されており、多くの住民が当駅を通勤に利用してお

ります。昨今、障がい者雇用の法定雇用率の引上げに伴い、企業にとっても通勤環境の整備や、採用や定着における重要な要素となっております。テクノさかき駅にエレベーターが整備された場合、障がいのある方を含む幅広い人材の雇用を支える環境改善となり得ると考えます。町として、この整備が企業活動に及ぼす影響について、どのような認識をお持ちか、お聞かせください。

次に、

2位 観光や関係人口への波及効果について、町として、今後、観光人口や関係人口創出を引き続き推進していくとの認識もしております。このような中で、駅のバリアフリー化は車椅子利用者、高齢者、ベビーカーを利用する子育て世代など、あらゆる世代にとってアクセスしやすいまちづくりに直結する要素であります。町の玄関口とも言える駅の設備が整備されることによって、訪れる方々にとっての印象や利便性は大きく変わります。この点について、町はどのように波及効果を評価しておられるか、ご見解を伺います。

町長（山村君） だいま星議員さんから、2番目の質問としまして、テクノさかき駅へのエレベーター設置についてのご質問をいただきました。今までの状況を踏まえてお答え申し上げたいと思っております。

ご案内のように、テクノさかき駅につきましては、地域の皆様からの強い要望により、株式会社しなの鉄道開業以来、初の請願駅、地元の皆さんの要望ということで駅がつけられた請願駅として、平成11年4月1日に開業した経緯がございます。

坂城駅と西上田駅のほぼ中間地点に立地しており、同駅の開業により、中之条・南条地区及び村上地区などを含めた、町内各地区から最寄りの鉄道駅までの距離が、おおむね半径2キロメートル圏内、時間的には自転車でおよそ10分以内となるなど、通勤・通学をはじめとして、鉄道を利用される方の利便性が大きく向上したところであります。

ご質問にありました、テクノさかき駅の階段に設置されている昇降機につきましては、住民の皆様からの要望により、障がいがある方にも駅を安全にご利用いただけるよう、開業当初から設置されているもので、現在1～2か月に1回程度のご利用と、非常に少ない利用なんですけれども、その程度の利用だと聞いております。

昇降機の利用にあたっては、しなの鉄道駅員の介助が必要であり、開業当初は、駅に常駐する駅員が介助にあたることで容易に利用することが可能でありましたが、無人駅となった令和4年度以降につきましては、事前に管理駅である屋代駅への予約が必要となることから、ご不便をおかけしているものと承知しているところであります。

このことにつきましては、しなの鉄道に対しまして、これまでもより利便性の高い運用を要望してきたところでありますが、利用者の安全を優先する中で、ご理解をいただきたい旨の説明がなされてきたところであります。

私も、しなの鉄道の監査役で役員をしておりますので、何とかならないかということをお願いしました。例えば、あらかじめお使いになる方、例えば車椅子の方がおられて、お近くに健常の方で車椅子をサポートされる方がいるんだったら、その方に鍵を複数作っておいて、あらかじめ渡して、その方が何らかのトレーニングを受けて昇降機を使えるようにしたらどうかという提案も前からしているんですけども、なかなか安全上の管理ということで、やっぱり駅員じゃなきゃ駄目だということになっているわけでありまして。

続きまして、テクノさかき駅にエレベーターを設置することにより、通勤者や障がい者雇用を含む企業活動にどのような影響を与えると考えているかということがありますけれども、テクノさかき駅周辺には多くの企業が立地し、しなの鉄道を利用して通勤されている方もいらっしゃるわけでございます。

エレベーターを設置した場合、通勤や出張で利用される方などの利便性の向上につながるとともに、障がい者雇用という面からも、エレベーターの設置により駅利用の制約が減り、より使いやすくなるものと捉えているところであります。

次に、エレベーターの設置が観光客や町外からの来訪者に与える効果についてであります。これにつきましても、当町に観光目的で来られた小さなお子さん連れの方やご高齢の方、また、大きな荷物をお持ちの方などが、よりスムーズに駅をご利用いただけるようになり、さらなる利便性の向上といった点で、効果があるものと当然のことながら認識しているわけでありまして。

最後に、テクノさかき駅へのエレベーター設置の必要性についてであります。当町の二つの鉄道駅のうち、坂城駅につきましても、これも住民の皆様からの強い要望を受けて、平成26年にエレベーターを設置したところであり、最近1年間では、1日当たり約30～40回のご利用があるとお聞きしております。

また、テクノさかき駅におきましても、地域の方のエレベーター設置を希望する声を受け、駅を所管するしなの鉄道に対して、設置の検討を何度も依頼してきたという経過がございます。

しかしながら、しなの鉄道の見解としましては、既存のホームの延長ですとか、跨線橋とホームの位置関係など、構造的な面でエレベーターの設置が難しいとしているほか、エレベーターの新規設置にあたりましては、昇降機を含め、設備のない駅から優先的に順次設置していくことになるという回答をいただいているわけでありまして。

また、あわせてご案内のとおり、しなの鉄道では、令和8年3月、来年の3月からのS u i c a が全駅に導入されます。現在準備が進んでいるところでありますけれども、今後は、S u i c a 導入をきっかけに、整備費用やランニングコストなどの負担が大きいエレベーターの設置に代わる、新たなバリアフリー対策についても検討していきたいと伺っております。

これは何のことかよくわからないんですけども、要するにS u i c a が導入されると、今までのような改札口ですね、例えばテクノさかき駅でしたら、ロータリーにあるあのような施

設はもう要らなくなって、導入口さえ造れば、そこにS u i c aの端末を置いて通っていけばいいということで、これはしなの鉄道の皆さんは明確には言っていないんですけれども、例えばテクノさかき駅の反対側にバリアフリーの道を造って降りてきて、そうすればそちら側にS u i c aの端末だけつけば入れるようになるということを言いたがっているようなんですけれども、よくわかりません。

いずれにしても、エレベーターをつけると同時に多分昇降機は取っちゃうでしょう。昇降機の撤去の費用とエレベーターをつけるのに比べれば、別の方法があり得るということでもあります。これは、私ももう少しどういふことなのか確認していきたいと思っておりますけれども、私はS u i c a導入は大賛成で、ぜひやれと前から言っておりましたけれども、その反対でS u i c aを導入するならサービスの向上をもっと図れというようなことを言っておりますので、これの中身に詰めていきたいと思っております。

したがって、このような現在では、テクノさかき駅におきましては、当面は既存の昇降機を安全にご利用いただくことも重要だと思っておりますので、屋代駅から来ようが、どこから来ようが、新しいスタイルができるまでは、事前に予約して積極的にもっと使っていただければというふうに思いますので、引き続き私の立場としても、しなの鉄道とともにいろいろ検討していきたいと思っております。

また、一方ですね、これは別の話になりますけれども、坂城町では、3年間の実証実験期間を経て、自宅と鉄道駅を含む町内49か所の停留所間を1回500円で利用できる、デマンド交通乗り合いタクシーについて、今年度から本格運用を開始したところであります。

乗り合いタクシーにつきましては、鉄道や循環バスと複合的にご利用いただくことで、地域公共交通の利便性が向上するものと考えており、鉄道駅の階段利用が困難な方につきましては、乗り合いタクシー、循環バスなどもご利用いただく中で、エレベーターを設置してある坂城駅のご利用も併せてご検討いただければと考えているところであります。

しなの鉄道につきましては、当町の地域公共交通の要として必要不可欠なものであるとともに、駅のバリアフリー化につきましては、企業活動や観光などの地域経済に与える影響も大きいことから、今後も引き続き、しなの鉄道をはじめ、県や沿線市町村とも連携しながら、より利便性の高い地域公共交通のあり方について、協議してまいりたいと考えているところであります。

7番（星君） ただいま、町長さんからバリアフリーという話がありましたけれども、本来は、今日はこのやつじゃなくて、バリアフリーのことを説明したかったんですけれども、たまたまそっちの話が遅くなりまして、今日はこっちの質問になったんですけれども、私もそうなんです。バリアフリーで、しなの鉄道もその方向だなという話をされておりますので、次の質問にはそのように書いて、これから答弁していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。ありがとうございました。

議長（中嶋君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

(散会 午後 2時51分)